

－商工会議所会員のみなさまへ－

伊予市中小企業制度資金 利子補給申請のご案内

商工会議所では、伊予市中小企業制度資金利子補給制度の補助金を受けて、中小企業経営の安定と近代化を図るため、国または県の制度資金を、日本政策金融公庫もしくは伊予市内の金融機関から借り入れた場合、その借入金の支払い利子の10分の2を利子補給します。

【利子補給申請受付期間】

■令和8年1月5日（月）～令和8年1月15日（木）※厳守

※期間までに申請のない場合は、手続きされないものとして処理致しますのでお早めにお手続き下さい。

【対象者】**【下記の要件をすべて満たしている方が対象となります。】**

- 令和8年1月1日において、伊予商工会議所会員であって、伊予市内に中小企業を経営し、個人にあっては現住所を、法人にあっては本社（伊予市内に経営上の主軸となる事務所等を有し、本市に法人市民税を納付していること）を市内に有する方で、利子補給費補助金の交付決定時まで事業を継続している方
- 市税を完納している方

【利子補給申請に係る対象条件等】 **※裏面をご覧ください。**

【利子補給の手続き】 次の（1）～（4）をご提出下さい。

- (1) 令和7年度伊予市中小企業制度資金利子補給申請書【様式1】
- (2) 個人情報の提供に関する同意書【様式2】
- (3) ●金融機関をご利用の方 → 「利息支払証明並びに残高証明依頼書」【様式3】を利用して、金融機関にて「利息支払証明並びに残高証明書」【様式4】を発行
●日本政策金融公庫をご利用の方 → **①又は②の方法でご提出ください。**
 - ① **公庫ダイレクトをご利用の場合は**
 - 【1】残高証明書【残高証明日：令和7年12月31日現在】
 - 【2】利息支払証明書【利息支払証明期間：令和7年1月1日～令和7年12月31日】を発行
 - ② それ以外の方は
 - 【1】**お支払額明細書【取引番号が記載されているページ】(写し)** **必須**
 - 【2】残高証明依頼書【様式5】
 - 【3】利息支払証明依頼書【様式6】
- (4) 令和7年12月31日現在の伊予市税完納証明書 (交付手数料300円)

【伊予市税完納証明書の取得注意事項】

※市税完納証明書は、令和8年1月5日（月）以降に取得して下さい。

※法人の方は「会社名義」、個人事業主の方は「代表者個人名義」の市税完納証明書を、伊予市税務課にて申請・取得してください。

※市税等の納付が期限までに完了していない場合、完納証明書の取得直前に金融機関等で納付を行っても、納付確認に時間を要するため、証明書の発行に時間がかかることがあります。ただし、お急ぎの場合は、納付時の領収書を伊予市税務課窓口へ直接ご持参いただければ、即日発行が可能です。

※取得希望日に窓口で証明書を受け取れなかった場合でも、「市税完納証明書のみ」であれば、受付期間を過ぎた後でも受領可能です。その場合は、1月20日（火）までに取得し、必ずご提出ください。

【お問い合わせ先】

伊予商工会議所 〒799-3112 伊予市上吾川甲9-1 TEL: 982-0334 FAX: 983-2227

E-mail: info@iyocci.jp 担当: 宇都宮・白川・篠崎

※申請書等は、会議所ホームページ <https://www.iyocci.jp/finance/rishi-hokyu/> よりダウンロードできます。

【伊予市中小企業制度資金 利子補給申請に係る対象条件等】

項目	対象条件等
利子補給の対象となる制度資金	<p>①日本政策金融公庫融資制度資金 ②愛媛県の中小企業融資制度資金（伊予市内の金融機関からの借入に限る。） ※一部該当しない制度資金あり ※小口連携保証トライアングル・メンバービジネスローン・伊予市中小企業振興資金は除く。 ③中小企業を経営しようとする個人又は法人が、創業前（※借入後6ヶ月以内に開業していること）又は創業後6か月以内に借り入れた上記①及び②の制度資金</p>
利子補給の対象期間と限度額	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年4月1日以降に借り入れた、対象となる制度資金のうち、当初借入額が、1人又は1事業所につき、総額3,000万円までが限度額となり利子補給の対象となる。 借入金を完済又は借換した場合には、その後、新たに借入を行った対象資金の3,000万円以内が限度額となり利子補給の対象となる。 ただし、平成27年4月1日以降に借り入れた制度資金（借換の場合も含む）については、 借入日から5年間が利子補給の対象となることから、平成27年4月1日から令和元年12月31日の間に借り入れた制度資金（借換の場合も含む）については、対象外となる。 <p>※利子補給の対象期間が異なるのは、平成27年4月1日から「伊予市中小企業制度資金利子補給費の補助に関する条例」が改正されたため。</p>
対象となる支払利息	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に支払った利息 ※ただし、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの借入については、令和7年1月1日から、融資実行日から5年後の前日までの間に支払った利息が対象となる。

【日本公庫ダイレクト登録方法】

日本公庫ダイレクトは、日本政策金融公庫が提供するオンラインサービスで、取引状況の照会・残高証明書や利息支払証明書などの各種証明書の発行などができます。このサービスを利用するには、以下の手順を踏む必要があります。今後、証明書は日本公庫ダイレクトからの取得のみに移行する予定です。

登録から利用開始までの流れ

① 会員登録(ID・パスワードの取得)

日本政策金融公庫の公式ホームページから「日本公庫ダイレクト」にアクセスし、会員登録を行います。

② 専用サービスの利用申込

登録後、日本公庫ダイレクトの画面から「専用サービス利用申込」を行います。

③ 専用パスワード(本人限定郵便)を、郵便局で受け取り

申込後、約10営業日以内に「本人限定郵便」で専用パスワードが届きます。

④ 証明書の発行

受け取った専用パスワードを使って、残高証明書や利息支払証明書などをオンラインで発行できます。



日本公庫ダイレクト

注意点 ※ 手順①と②はオンラインで完了しますが、③は②の申し込みから10営業日程度で、本人限定郵便で届きます。申込から実際に利用が開始出来るまでには少し時間がかかりますので、利用開始まで余裕を持ってご準備ください。

※ 専用パスワードが届けば、すぐに証明書の発行などの専用サービスが利用可能になります。

※ オンラインでの証明書発行が難しい場合は、商工会議所にご相談ください。

【発行時にご注意ください】

融資日から5年後の前日までの間に支払った利息が対象となる為、融資日が令和2年の事業所は、融資日の前日までの期間が利子補給の対象になります。借入期間にご注意ください。

（例）融資日：令和2年3月14日の場合

利息支払証明期間：令和7年1月1日～令和7年3月13日